

行動指針について

社会福祉法人永光会は、「社会・地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な地域課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人を目指す。

この使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実施する。

I. 経営に対する基本姿勢

1. 経営者としての役割
2. 組織統治（ガバナンス）の強化
3. 健全で安定的な財務基盤の確立
4. コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

II. 支援に対する基本姿勢

5. 人権の尊重
6. 包括的支援の充実・展開
7. サービスの質の向上
8. 安心・安全の環境整備

III. 地域社会に対する基本姿勢

9. 地域共生社会の推進
10. 信頼と協力を得るための積極的なPR

IV. 福祉人材に対する基本姿勢

11. 中長期的な人材戦略の構築
12. 人材の採用に向けた取組みの強化
13. 人材の定着に向けた取組みの強化
14. 人材の育成に向けた取組みの強化

倫理綱領について

社会福祉法人永光会は、法人の基本理念に基づき、高い公共性と倫理性に立脚し、利用者はもとより地域社会における福祉充実に主導的に取り組むよう努めるため、ここに倫理綱領を定める。

1. 人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とし、公正・公平な法人運営に努める。
2. 常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、地域住民の期待に応える。
3. 広く法人・施設の総力を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。
4. 職員の資質向上を図るとともに勤務条件の改善に努める。
5. 他法人との交流を深め、切磋琢磨を怠らず、研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野を持って経営にあたる。

(平成28年8月1日：制定)

(令和4年5月27日：改定)